

議案第 26 号

羽生市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

羽生市入学準備金貸付条例（平成 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（１） 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する一般課程を除く。<u>以下同じ。</u>）及び大学をいう。</p> <p>（２）～（５） （略）</p> <p>（貸付けの要件）</p> <p>第 3 条 入学準備金の貸付けを受けることができる保護者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p><u>（３）</u> （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（１） 高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する一般課程を除く。）及び大学をいう。</p> <p>（２）～（５） （略）</p> <p>（貸付けの要件）</p> <p>第 3 条 入学準備金の貸付けを受けることができる保護者は、<u>次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</u></p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p><u>（３） 連帯保証人（以下「保証人」という。）を 1 人以上立てられること。</u></p> <p><u>（４）</u> （略）</p> <p><u>（保証人）</u></p>

(貸付金の限度額等)

第4条 貸付金の区分、貸付限度額及び償還期間は、次のとおりとする。

区分	貸付限度額	償還期間
	(高等学校等に入学する者1人につき)	(据置期間6か月を含む。)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	400,000円	48か月
大学 専修学校(専門課程)	800,000円	60か月

2 貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して6か月据え置き、規則

第4条 前条第3号の保証人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、当該保証人が死亡し又は保証の能力を失ったときは、新たに保証人を立てなければならない。

(1) 市内に住所を有している者であること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 独立の生計を営む満20歳以上の者であること。

(3) 市税の完納している者であること。

(4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産の宣告を受けていない者であること。

(貸付金の限度額等)

第5条 貸付金の区分、貸付限度額及び償還期間は次のとおりとし、貸付金は、貸付けをした月の翌月から起算して6月据え置き、規則の定める方法により償還するものとする。ただし、貸付金の償還残額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

区分	貸付限度額	償還期間
	(1人につき)	(据置期間6月を含む。)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	400,000円	48月
大学 専修学校(専門課程)	800,000円	60月

で定める方法により償還するものとする。ただし、貸付金の償還残額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 (略)

(貸付金の総額)

第5条 (略)

(貸付金の申請等)

第6条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するときは、次に掲げる要件を備えた連帯保証人を1人立てなければならない。

(1) 市内に住所を有している者であること。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 独立の生計を営む満20歳以上の者であること。

(3) 市税を完納している者であること。

(4) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人でない者又は破産手続開始の決定を受けていない者であること。

3 次条の規定による貸付けの決定を受けた者又は借受人は、連帯保証人が死亡し、又は前項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査の上、貸付けの可否を決定し、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還等)

2 (略)

(貸付金の総額)

第6条 (略)

(貸付金の申請)

第7条 貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

(貸付けの決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査のうえ貸付けの可否を決定し、規則の定めるところにより申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還等)

第8条 市長は、前条の規定による貸付けの決定を受けた者又は借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、又は当該借受人若しくはその連帯保証人に対し貸付金の償還残額の全部について返還を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第3条第1号に規定する要件を欠いたとき。

(3)・(4) (略)

(5) 高等学校等に入学した者が死亡し、又は退学したとき。

(6)・(7) (略)

(貸付金の償還猶予又は免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。

(1) (略)

(2) 借受人又は主として生計を維持する者が災害、傷病等により償還が困難となったとき。

(3) 高等学校等に入学した者が第7条の規定による貸付けの決定に係る高等学校等に現に就学しているとき(貸付金の全部又は一部の償還を猶予する場合に限る。)。

(4) (略)

(委任)

第10条 (略)

第9条 市長は、貸付け決定を受けた者又は借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、又は借受人若しくはその保証人から、貸付金の償還残額の全部について返還を命ずることができる。

(1) (略)

(2) 第3条第1号に規定する住所要件を欠いたとき。

(3)・(4) (略)

(5) 高等学校等に入学した者が、死亡したとき、又は退学したとき。

(6)・(7) (略)

(貸付金の償還猶予又は免除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。

(1) (略)

(2) 災害、傷病等により、償還が困難と認められたとき。

(3) (略)

(委任)

第11条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市入学準備金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る入学準備金の貸付けについて適用し、同日前になされた申請に係る入学準備金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成29年6月13日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明